

岩手県告示第848号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）第12条第1項第2号に規定する指定漁港施設の使用料の収納に関する事務を平成30年11月1日次の者に委託した。

平成30年11月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 指定漁港施設       | 受託者                |            |
|--------------|--------------------|------------|
|              | 住 所                | 名 称        |
| 島の越漁港の指定漁港施設 | 下閉伊郡田野畑村羅賀192番地114 | 田野畑村漁業協同組合 |